

報道関係者 各位

令和6年8月 21 日(水)

【照会・取材申込先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室 長 生木谷 忠司

賃金指導官 三木 誠一郎

(電話) 048-600-6205

## 埼玉県最低賃金は10月1日から 「時間額 1,078円」に改正されます!

埼玉県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「埼玉県最低賃金」について、埼玉労働局長（片淵<sup>かたふち</sup> 仁文<sup>ひろふみ</sup>）は、埼玉地方最低賃金審議会（会長 土屋 直樹 武蔵大学経済学部 教授）の調査審議を経て、本年8月5日付けの改正答申どおり「時間額1,078円」に改正決定しました。

最低賃金の改正については8月30日付けの官報に公示され、令和6年10月1日（火）に発効する予定です。

令和6年度の最低賃金の改正は、時間額表示となった平成14年度以降、最も大きい引上げ額（50円）となります。

| 改正額<br>(時間額) | 現行額<br>(時間額) | 引上げ額 | 引上げ率  | 効力発生日        |
|--------------|--------------|------|-------|--------------|
| 1,078円       | 1,028円       | 50円  | 4.86% | 令和6年10月1日（火） |

改正される埼玉県最低賃金の効力発生日の本年10月1日（火）からは、埼玉県内で事業を営む使用者は、原則として、その使用するすべての労働者に対し、「時間額1,078円」以上の賃金を支払わなければなりません。

この最低賃金額の引上げにより、埼玉県内の事業所で働く 18 万 5 千人以上の労働者が影響を受けると推測されます。

埼玉労働局では、官報に公示される 8月30日から効力発生日の10月1日までを「**埼玉県最低賃金周知強化期間**」として、各労働基準監督署及び各公共職業安定所（ハローワーク）とともに集中的に周知活動等を行います。

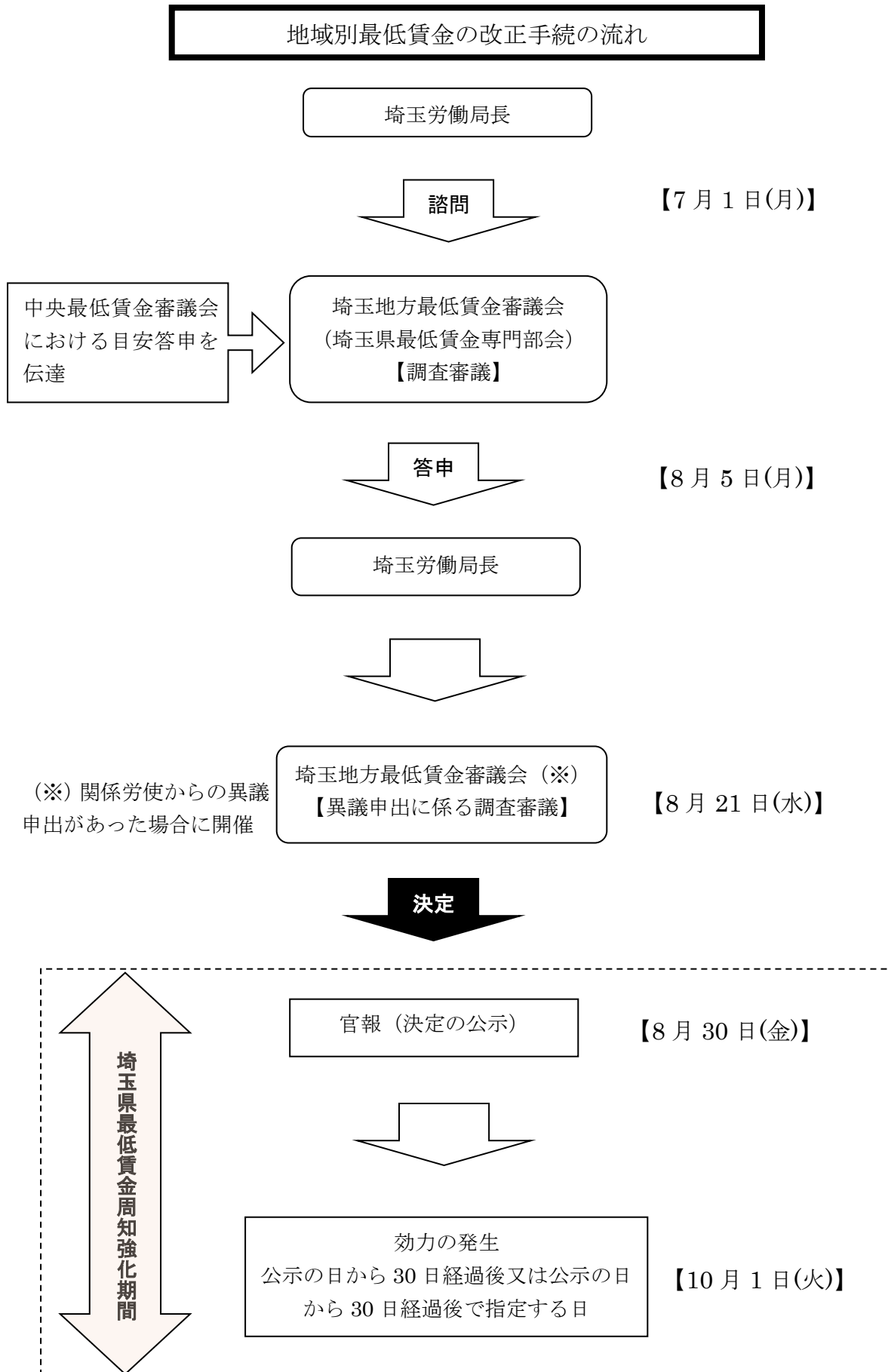
その一環として、埼玉労働局・管内所轄労働基準監督署長及び公共職業安定所長等の幹部による「街頭啓発行動」を次のとおり行いますので、取材方よろしくお願いたします。

【埼玉県最低賃金の改正に係る街頭啓発行動】

| 日 時                    | 場 所         | 対 応 者  |
|------------------------|-------------|--|
| 9月30日(月)<br>8:30～(30分) | J R大宮駅コンコース | 埼玉労働局長、局賃金室長、<br>さいたま労働基準監督署長、<br>大宮公共職業安定所長<br>ほか |
|                        | J R熊谷駅コンコース | 労働基準部長、局監督課長、<br>熊谷労働基準監督署長、<br>熊谷公共職業安定所長<br>ほか   |

上記場所において、啓発品（周知用チラシ入りポケットティッシュ）配布を行います。

●今後のスケジュールは、次のとおりです。



年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

キャリアアップ助成金

労働者にとって、  
・「年収の壁」を意識せず働くことができる。  
・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の  
人手不足の解消へ！



出典：政府広報オンライン ([https://www.gov-online.go.jp/media\\_relations/commercials/202312/video-270966.html](https://www.gov-online.go.jp/media_relations/commercials/202312/video-270966.html))

## 2023（令和5）年10月から、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成

### (1) 手当等支給メニュー

| 要件   | 1人当たり助成額                      |
|--|-------------------------------|
| ① 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給<br>(社会保険適用促進手当など)               | <b>1年目</b><br><b>20万円</b> (注) |
| ② 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給<br>(社会保険適用促進手当など)<br>3年目以降、③の取組 | <b>2年目</b><br><b>20万円</b> (注) |
| ③ 賃金の <b>18%以上</b> を増額                                   | <b>3年目</b><br><b>10万円</b>     |

(注)1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）

### ◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、**本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。**

※ 本助成金については、**2023（令和5）年10月1日から2026（令和8）年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。**

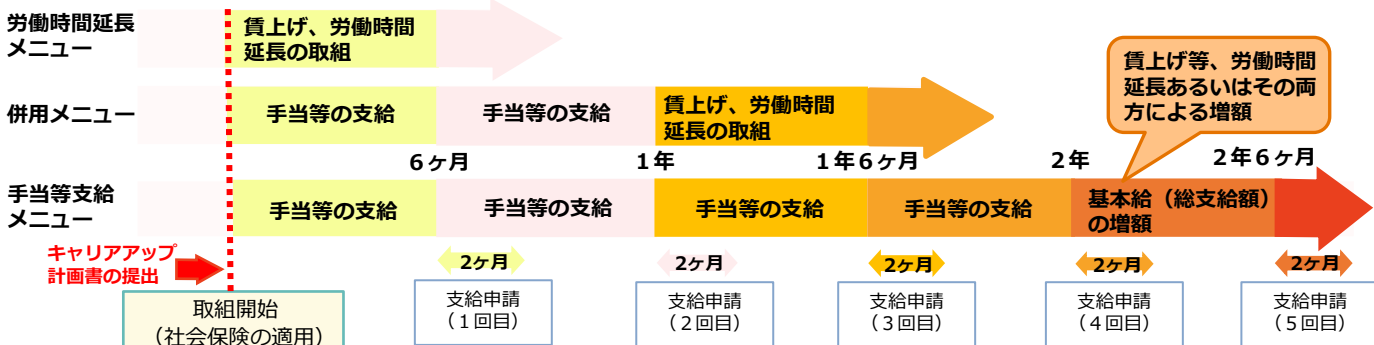
### (2) 労働時間延長メニュー

| 週所定労働時間の延長     | 賃金の増額        | 1人当たり助成額    |
|----------------|--------------|-------------|
| 4時間以上          | —            | <b>30万円</b> |
| 3時間以上<br>4時間未満 | <b>5%以上</b>  |             |
| 2時間以上<br>3時間未満 | <b>10%以上</b> |             |
| 1時間以上<br>2時間未満 | <b>15%以上</b> |             |

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。  
※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。  
※ 1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)。  
(上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます。)

## キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

※ **キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。**（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。）



# 対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※1を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※2ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※3等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長  
メニュー

(1)(2)の  
併用メニュー

(1)手当等支給  
メニュー

社会保険適用に関する支給要件には該当しません。  
本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

※1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者であること。

※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。

※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

○ キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、埼玉労働局または管轄のハ

ローワークまでお問合せください。雇用関係助成金ポータルで電子申請可能です！

○ 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先は

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



# 令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日  
(事業完了期限：令和7年1月31日)

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただけます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

| 経費区分       | 対象経費の例  |
|------------|---|
| 機器・設備の導入   | ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮<br>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮 |
| 経営コンサルティング | 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し                     |
| その他        | 顧客管理情報のシステム化  |

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円  
→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）  
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円  
(= 600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！



## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

| コース区分  | 事業場内最低賃金の引き上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額    |                |
|--------|----------------|-----------|----------|----------------|
|        |                |           | 右記以外の事業者 | 事業場規模30人未満の事業者 |
| 30円コース | 30円以上          | 1人        | 30万円     | 60万円           |
|        |                | 2～3人      | 50万円     | 90万円           |
|        |                | 4～6人      | 70万円     | 100万円          |
|        |                | 7人以上      | 100万円    | 120万円          |
|        |                | 10人以上※    | 120万円    | 130万円          |
| 45円コース | 45円以上          | 1人        | 45万円     | 80万円           |
|        |                | 2～3人      | 70万円     | 110万円          |
|        |                | 4～6人      | 100万円    | 140万円          |
|        |                | 7人以上      | 150万円    | 160万円          |
|        |                | 10人以上※    | 180万円    | 180万円          |
| 60円コース | 60円以上          | 1人        | 60万円     | 110万円          |
|        |                | 2～3人      | 90万円     | 160万円          |
|        |                | 4～6人      | 150万円    | 190万円          |
|        |                | 7人以上      | 230万円    | 230万円          |
|        |                | 10人以上※    | 300万円    | 300万円          |
| 90円コース | 90円以上          | 1人        | 90万円     | 170万円          |
|        |                | 2～3人      | 150万円    | 240万円          |
|        |                | 4～6人      | 270万円    | 290万円          |
|        |                | 7人以上      | 450万円    | 450万円          |
|        |                | 10人以上※    | 600万円    | 600万円          |

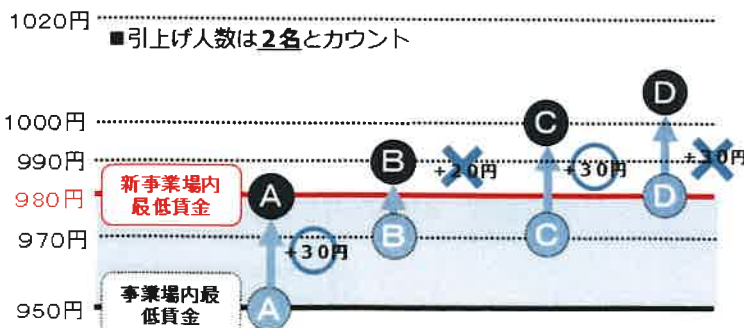
※ 10人以上の上限度区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

### 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**  
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**  
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**  
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



### 助成率

|                  |            |
|------------------|------------|
| 900円未満           | 9/10       |
| 900円以上<br>950円未満 | 4/5 (9/10) |
| 950円以上           | 3/4 (4/5)  |

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

### 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

|           |   |
|-----------|---|
| ① 賃金要件    | 申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者   |
| ② 物価高騰等要件 | 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者 |

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

### <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

| 助成対象経費   | 一般事業者 | 特例事業者<br>(②のみ) |
|--|-------|----------------|
| 生産性向上に資する設備投資等   | ○     | ○              |
| 生産性向上に資する設備投資等のうち、<br>・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車<br>・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入 | ×     | ○              |

## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のた事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただ

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 3,312KB] [7.0MB]



#### 事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

**企業概要** 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、実行者のある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかが増大した。

**実施経緯** 常勤3食以上の配膳や強い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の間を回すことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を効率化したい(社長)

**<導入前>** **<導入後>**

ばらばらな工夫  
セルフオーダーシステムや自動決済機、POS機、監視カメラを導入している。

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人できるようになった。また、その分、顧客に目が届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の総利益(事業場内最終利益)を60万円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

### 生産性向上のヒント集 検索

#### 事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

**企業概要** 【所在地】兵庫県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時に2名で行き送迎はすべて人力で行わなければならない場合があった。また、洗濯機には各従業員が洗い終わりに取り戻しに足りする時間と時間がかかり、乾燥機は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

**実施経緯** 送迎時の移動、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

**<導入前>** **<導入後>**

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が半減した。

**実施結果** リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が半減した。

**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の総利益(事業場内最終利益)を90万円引き上げた。さらに、事業場内最終利益を上回る従業員の賃金の引き上げを要求した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

## 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

**対象!**

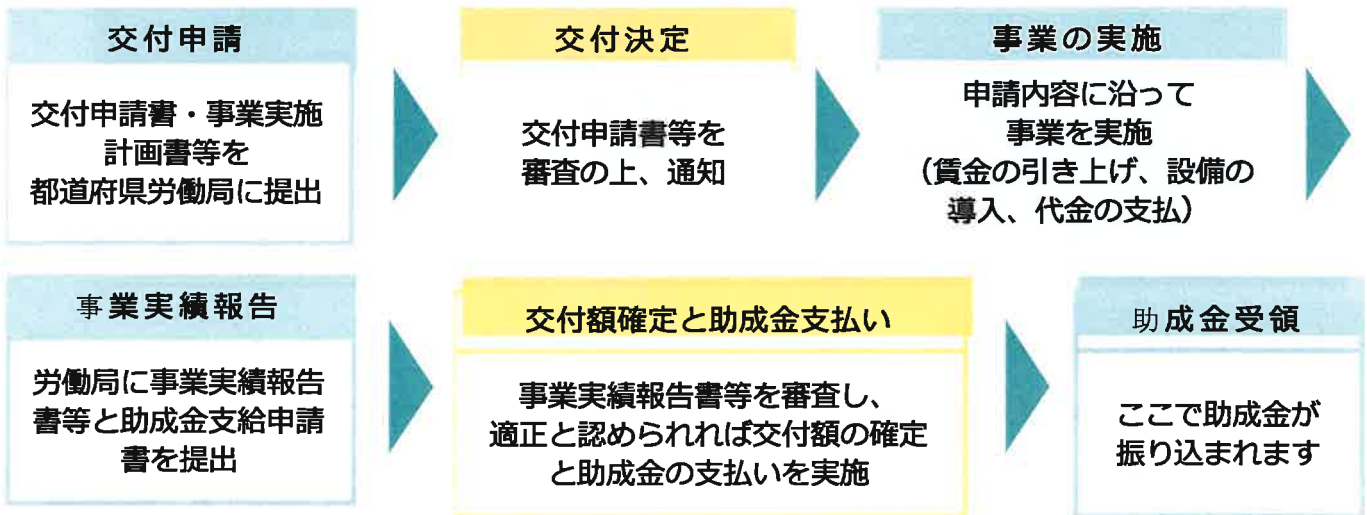
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

**対象外**



## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025(令和7)年1月31日※になりました。  
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025(令和7)年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」  
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は 埼玉労働局 雇用環境・均等部企画課です

業務改善助成金はjGrantsで電子申請できます QRコードからもアクセス可  
申請アドレス：<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000007C1aIEAS?fromList=true>



(R6.3)